

荒川知水資料館地域交流スペース利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、荒川知水資料館3階の地域交流スペース(以下、「交流スペース」という。)の使用について規定する。

(目的)

第2条 交流スペースの使用については、荒川に関連する目的で活動する組織、団体、グループ及び個人(以下、組織及び個人を総称して「利用者」という。)の活動を支援し、また、それらの交流の場を設けることを目的とする。

(利用申請等)

第3条 利用者は、「荒川知水資料館施設利用申請書」及び「誓約書」を提出するものとする。利用申請については、1週間前までに荒川下流河川事務所地域連携課(以下、「事務局」という。)へ提出するものとし、利用期間が重複した場合には先着順とする。

2 交流スペースの利用にあたり、必要な物品は利用者で準備するものとする。ただし、交流スペースにある物品(机、椅子)については自由に使用することができ、別表-1に示す物品については活動目的・内容に応じて貸与する。

4 交流スペースの利用にあたり、利用者の活動にかかる費用は各利用者が負担する。

(利用料金)

第4条 交流スペースの利用料金は無料とする。

(許可条件)

第5条 利用者は、以下の条件を遵守しなければならない。

- ・活動目的が荒川に関わるものであること。
- ・活動目的が公序良俗に反しないものであること。
- ・活動目的が営利を目的とするものでないこと。
- ・活動目的が政治的及び宗教的目的を有するものでないこと。
- ・特定の団体の利害に著しい影響を及ぼす恐れのある活動を行わないこと。
- ・1日を超えて継続的に交流スペースを占有しないこと。

(禁止行為)

第6条 交流スペース使用においては、下記の行為を禁止する。

- ・資料館の設備及び物品を損傷又は汚損する行為。
- ・指定された場所以外での喫煙。
- ・アルコール等の飲食、指定された場所以外での飲食。
- ・他の利用者に迷惑の及ぶ行為。
- ・継続的に物品を設置する行為。
- ・申請書に記載した活動目的以外の行為。
- ・利用登録者が許可又は承認を受けていない施設の設備及び物品の無断利用。

- 2 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料館の施設、設備及び物品を汚損、破損又は亡失したときは、すみやかに事務局に届けると共に相当の現品又は代価をもって賠償しなければならない。

(利用申請の取消し等)

第7条 事務局は、下記のいずれかに該当する場合は交流スペースの利用申請を取消し、または交流スペースの利用を中止し若しくは変更することができる。

- ・荒川下流河川事務所管内において災害が発生した場合等交流スペースを緊急的な行政目的のために使用しなければならないとき。
- ・利用者が、本利用規約に違反したとき。
- ・交流スペースの利用が、荒川下流河川事務所内の秩序の維持または公務の円滑な遂行若しくは適正な執行に支障をきたすと認められるとき。

- 2 前項の規定による利用の取消しまたは利用の中止若しくは変更により生じた利用者の損害について、荒川下流河川事務所はその責を負わないものとする。

(利用時間)

第8条 利用時間は、開館日の10:00から閉館30分前までとする。

(雑則、その他)

第9条 本利用規約によりがたい場合または本規約に記載のない事項については、事務局の判断により決定する。

- 2 交流スペースの利用に際して、事故・盗難等については各利用者の責任とする。

附則

この規約は、平成21年7月19日から施行する。

平成26年3月10日から施行する。